

議案第82号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明します。

大津市浜大津公共駐車場については、道路事業として整備するための補助金を活用して設置した駐車場であり、道路法に基づく道路の附帯物として道路上に駐車区画を設け、料金の徴収を行っていることから、「道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場」と位置付けています。

○1 ページをお願いします。

まず、「改正概要」について説明します。

1点目は、定期駐車券の有効期間の拡充です。

現在は、有効期間を「1か月」としていますが、近隣住民や通勤目的による利用者が多いことを踏まえ、更新手続の簡素化を目的に、新たに「3か月」及び「6か月」の区分を設けるものです。

2点目は、1回の駐車に係る「1日」の設定の見直しです。

現在は「午前0時から翌日の午前0時まで」としていますが、利用者の利便性向上や近隣駐車場の運用状況を思慮し、「入庫後24時間」とするものです。

3点目は、「施行日」であり、令和9年4月1日を予定しています。

○2 ページをお願いします。

「施設概要」として、浜大津公共駐車場の概要と位置図を掲載しています。最初の30分間は無料であり、その後30分ごとに150円の料金が加算されます。また当日最大料金は750円としています。

○3 ページをお願いします。

「利用者の推移」として、令和元年度から令和7年度までの利用者数の一覧表を掲載しています。

コロナ禍の影響により、利用者が減少した時期もありましたが、ここ数年は、コロナ禍以前の状況を上回っている状況です。

○4 ページをお願いします。

「定期駐車券」として、改正前と改正後の比較表となっています。

今回の改正では、新たに「3か月」と「6か月」を設け、1か月料金に各月数を乗じた額で料金設定しています。

○5 ページをお願いします。

「大津市浜大津公共駐車場定期券」として、改正前と改正後の比較表となっております。

立体駐車場である当駐車場については、稼働率が比較的低い屋上及び夜間（pm6:00～am8:00まで）のみ利用可能な定期券を設けております。

今回の改正では「3か月」と「6か月」を設け、1か月料金に各月数を乗じた額で料金設定しています。

○6 ページをお願いします。

「1回の駐車に係る1日の設定」として、改正前と改正後の比較となっています。

改正前は、当日最大料金の設定が「午前0時から翌日の午前0時まで」となっており、駐車開始後、当日の24時を超えてしまうと、2日分の駐車料金が発生していました。

そこで、利用者の利便性向上を図るため、「駐車開始から24時間が経過するまで」に改正するものです。

説明は以上です。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。